県政・市政を考える会　会則

（名称）
第１条　この会は、「県政・市政を考える会」（以下本会という）と称する。

（事務所）
第２条　本会の主たる事務所を千葉県鎌ケ谷市東初富５丁目２４番５０号に置く。
２　前項の事務所の他、必要に応じて従たる事務所を置くことができる。

（目的）
第３条　本会は市民が一緒になって広く県政・市政について考え、民主主義と市民自治を実現するため市民運動・社会運動を展開することを目的とすると共に、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

（事業）
第４条　本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
１　県政の調査研究事業
２　講演会、講習会および政治座談会等の開催事業
３　機関紙の発行事業
４　その他本会の目的達成のために必要な事業

（会員）
第５条　本会は、第３条の目的に賛同する市民をもって会員とする。

（役員の定数）
第６条　本会に次の役員を置く。

１	会長	１名
２	副会長	２名
３	会計	２名
４	監査	２名
５	広報・書記	４名
６	幹事	若干名

（役員の職務）
第７条　会長は、本会を統括し、総会及び役員を招集する。
２　副会長は、会長の職務執行を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
３　会計は、本会の出納事務にあたる。
４　監査は、本会の会計について年１回以上監査しなければならない。
５　広報・書記は本会の機関紙の発行事務、記録事務にあたる。
６　幹事は、第４条の事業計画と実施推進を行い、あわせて会員の連絡調整にあたる。

（役員の選任方法）
第８条　役員は、第１０条に規定する総会において選任する。

（役員の任期）
第９条　役員の任期は、４年間とする。ただし、再任は妨げない。

（総会）
第１０条　総会は、本会の最高議決機関とし、次の事項について審議し決する。
１　事業計画および予算に関すること。
２　決算に関すること。
３　会則の改廃に関すること。
４　その他役員会において必要と認めた事項。

（役員会）
第１１条　役員会は、必要に応じて開催し、本会の運営に必要な事項について審議する。
２　役員会の議事は、出席役員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（経費）
第１２条　本会の運営に要する経費は、寄付金その他の収入をもってあてる。

（会計年度）
第１３条　本会の会計年度は、毎年１月１日に始まり、１２月３１日をもって終わる。

（委任規定）
第１４条　この規定に定めない事項については、役員会において定める。

平成１４年１１月　４日制定
平成２３年　６月２５日改定
令和　４年　３月２０日改定